

仕 様 書

1 委託業務の名称

宮城県、山形県及び福島県の連携による台湾教育旅行誘致業務

2 委託業務の目的

日本政府観光局（以下「JNTO」という。）主催の台湾教育旅行関係者招請事業（台湾から日本（大阪）へ招請しセミナー・意見交換会を実施。）において、台湾の教育旅行関係者を宮城県、山形県及び福島県（以下「南東北」という。）に招請し、学校交流をはじめとする教育旅行受入プログラム等の視察及び体験、並びに県内教育関係者との意見交換会の開催を通じ、南東北の教育旅行に関する魅力発信を行うとともに、台湾からの教育旅行誘致促進を図るもの。

3 履行期限

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

4 業務の内容

JNTOが実施する「日台教育旅行関係者意見交換会」に参加する台湾の学校関係者を下記（1）及び（2）により受注者の責任のもと適切に招請を実施すること。

なお、本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費負担、視察先との調整・諸手続及びスケジュール管理は受注者が行うこと。

（1）招請内容

ア 招請時期

令和8年10月27日（火）から31日（土）までの4泊5日

イ 被招請者

5名とする。

なお、被招請者の選定に関してはJNTO事業本部が行うものとする。また、被招請者の決定は9月を予定している。

ウ 行程

別記「行程（案）」を基に、台湾から南東北3県への教育旅行誘致に繋がる具体的なルートを提案すること。

なお、第1日目にJNTO事業本部から大阪府内において被招請者を引継ぎ、5日目に仙台空港にて出国の見送りを行うこと。招請終了後は、速やかにJNTO事業本部に報告すること。

エ 移動手段

大阪－南東北間の移動は原則飛行機とし、南東北内の移動は専用車両とすること。

なお、被招請者の台湾－日本間の往復航空券及び海外旅行保険については、JNTO事業本部が手配するため、事業費に含めないこと。

オ 宿泊施設及び視察先

宿泊施設は、原則1名1室利用とし、客室内で、無料Wi-Fi接続が可能な施設とすること。

視察先は、教育旅行の目的に適合した観光コンテンツ及び教育旅行プログラムを提案すること。

各県の行程において、高等学校の視察を組み込むこと。高等学校の選定に関しては、各県が行うものとする。

なお、視察に必要な見学費等を計上し、必要な撮影許可、減免許可等を得ること。また、学校視察で必要となる学校側の交流経費を計上すること。

カ 意見交換会の実施

宿泊施設又はその近隣において、意見交換会会場、必要な機材及び適切な人数の通訳を手配すること。

キ 添乗員・通訳

全行程に同行可能な添乗員及び通訳を手配すること（添乗員と通訳の兼務可）。通訳は、南東北の観光に精通し、原則、台湾籍の人物とすること。

ク 食事手配

被招請者に応じ、ベジタリアン、アレルギーなどの特別食等について施設と調整すること。

ケ 土産品等の手配

被招請者全員に対し、宮城県の伝統工芸品や茶菓等の土産品を手配すること。土産品の内容と準備の期限は発注者と協議の上決定すること。

(2) その他

ア 被招請者に対するアンケート調査の実施・集計・分析

行程、観光コンテンツ及び教育旅行プログラムへの評価、意見等を把握するためのアンケートを実施・集計し、今後の訪日教育旅行誘致に資する分析結果を報告すること。

イ 事故等発生時の対応

招請中における事故、天災が生じた場合の行程変更、被招請者の搬送、事務局への連絡等、緊急時の必要な対応を行うこと。

5 事業報告書

業務が完了したときは、事業報告書1部及び電子データを3に定める履行期限までに提出すること。

なお、事業報告書には、上記4（2）アの分析結果報告を含めること。

6 守秘義務等

(1) 機密の保持

受注者は、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）を遵守しなければならない。また、各国法に準拠した個人情報保護の対応を行うこと。

7 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するなど発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。

(2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(3) 本業務に関して疑義が生じた場合は、発注者・受注者間において別途協議の上、定めるものとする。

別記 行程 (案)

日程	行程	備考
10月27日 (火)	ヒルトン大阪ー伊丹空港 伊丹空港ー仙台空港 19:00頃 仙台市内にて夕食 仙台市内宿泊	大阪府内の移動は指定しないが、被招請者にとって負担の少ない交通手段とすること。
10月28日 (水)	午前 宮城県内の観光コンテンツ及び教育旅行プログラム視察 (1か所以上) 昼食 13:30～ 宮城県南高等学校 学校視察 18:00頃 仙台市内にて夕食 仙台市内宿泊	宿泊場所は、10月27日と同一施設を想定。
10月29日 (木)	午前 宮城県内の観光コンテンツ及び教育旅行プログラム視察 (1か所以上) 昼食 昼食後、山形県へ移動 15:00～ 阿部産業 工場見学 18:00～ 山形県寒河江市内飲食店にて、意見交換会 山形県内宿泊	宿泊は「ホテルシンフォニー (山形県寒河江市元町1-3-13)」を想定。
10月30日 (金)	9:00～ 山形県立寒河江高等学校 学校視察 10:45～ 慈恩寺見学 11:45～ チェリーランド寒河江にて昼食・見学 昼食後、福島県へ移動 15:30～ 福島県郡山市内高等学校 学校視察 19:00～ 夕食及び意見交換会 福島県内宿泊	夕食及び意見交換会、宿泊は「J VILLAGE (福島県双葉郡楡葉町山田岡美シ森8)」を想定。
10月31日 (土)	9:00～ 東日本大震災・原子力災害伝承館 見学 10:30～ 震災遺構・浪江町立請戸小学校 見学 11:30～ 昼食 昼食後、仙台空港に移動 仙台空港ー台湾・桃園国際空港	昼食は「レストラン エフ (福島県双葉郡双葉町大字中野字高田1番地1)」を想定。

※山形県及び福島県の行程詳細については、以下の担当者まで問合せること。

※担当者の許可を得ずに、各学校・各施設等に直接問い合わせを行うことがないようにすること。

(各県担当者)

山形県観光文化スポーツ部観光プロモーション課 担当：沼沢 電話：023-630-2289

福島県観光交流局観光交流課 担当：石田 電話：024-521-7287